

平成28年 6 月 3 日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘書企画課長	佐 藤 雅 人
危機管理課長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保険年金課長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	村 瀬 修
児 童 課 長	大 木 弘 己	商工観光課長	大河内 博
土 木 課 長	山 田 宏 淑	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	土 方 康 寛
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	議席の変更について
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	諸般の報告
日程第 5 報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 6 承認第 1 号	専決処分の承認について
日程第 7 同意第 2 号	公平委員会委員の選任について
日程第 8 議案第45号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 議案第46号	弥富市十四山スポーツセンター維持管理基金条例及び弥富市立十四 山東部小学校北校舎改築基金条例の廃止について
日程第10 議案第47号	平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第11 議案第48号	平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成28年第2回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 議席の変更について

○議長（武田正樹君） 日程第1、議席の変更を議題とします。

十四山仮庁舎への議場移転に伴いまして、議席の変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と佐藤高清議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月21日までの19日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの19日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第4、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告書が、また地方自治法施行令の規定により、市長から平成27年度一般会計予算の繰り越しに関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（武田正樹君） この際、日程第5、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（武田正樹君） 続きまして、日程第6、承認第1号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成28年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分事項につきましては、消火栓のふたが外れていたことによる走行車両の損傷に係る損害賠償金執行に伴う必要な予算を専決処分しましたので、承認を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りたいと思います。

詳細につきましては、総務部長から御報告申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案は説明を省略させます。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 同意第2号 公平委員会委員の選任について

○議長（武田正樹君） 日程第7、同意第2号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、服部知治氏が平成28年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市荷之上町本田屋敷863番地、服部知治氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第46号 弥富市十四山スポーツセンター維持管理基金条例及び弥富市立十四山東部小学校北校舎改築基金条例の廃止について

日程第10 議案第47号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第48号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第8、議案第45号から日程第11、議案第48号まで、以上4件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、議審議いただきます議案は、条例関係議案2件、予算関係議案2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市十四山スポーツセンター維持管理基金条例及び弥富市立十四山東部小学校北校舎改築基金条例の廃止については、条例の制定目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第47号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、廃止させていただく十四山東部小学校北校舎改築基金及び十四山スポーツセンター維持管理基金の現金を公共施設整備基金に積み立てるための基金積立金や産業会館空調機更新工事請負費等を計上するものであります。

次に、議案第48号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、105万9,000円の増額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明させます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

まず、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例を一部改正するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからであります。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1といたしまして、保険基盤安定制度の拡充でございます。

保険税の軽減は、所得に応じて応益分、これは被保険者均等割額と世帯別平等割額がございまして、この部分を7割・5割・2割軽減する仕組みがございまして。今回の保険税軽減拡大は、低所得者の保険税負担を軽減させるため、軽減する所得判定基準について、被保険者等1人あたりに加算する金額を改め、その所得判定基準額を変更するものであります。

2割を軽減する所得判定基準については、33万円足す47万円掛ける被保険者数、給与収入で3人世帯の場合では約274万円になります。から、33万円足す48万円掛ける被保険者数の約278万円に引き上げることとし、5割を軽減する所得判定基準については、33万円足す26万円掛ける被保険者数、給与収入で3人世帯の場合では約184万円になります。から、33万円足す26万5,000円掛ける被保険者数の約186万円という基準に見直すものであります。

2といたしまして、課税限度額の変更でございます。

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険事業の健全な運営を図る観点から、基礎課税額等の上限を平成28年度の法令限度額に引き上げるものでございます。平成27年度には、基礎課税分52万円、後期高齢者支援金等分17万円、介護納付金分16万円の合計85万円に設定しております。介護納付金分は40歳から64歳の方を含む世帯でございまして。平成28年度には、基礎課税分を2万円引き上げて54万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げて19万円、介護納付金分は据え置き16万円とし、課税限度額を合計4万円引き上げるものであります。改正後の課税限度額は、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分を合わせて89万円となります。

3といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 続きまして、議案第46号弥富市十四山スポーツセンター維持管理基金条例及び弥富市立十四山東部小学校北校舎改築基金条例の廃止について説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

この2つの条例につきましては、1. 条例の制定目的を達成したため廃止することとした。

附則としまして、施行期日について定める規定につきましては、２．この条例は、平成28年7月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第47号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,956万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億4,998万7,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、十四山東部小学校北校舎改築基金繰入金9,968万3,000円、十四山スポーツセンター維持管理基金繰入金813万4,000円、産業会館管理経費商工会負担金280万円等を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、公共施設整備基金積立金1億781万7,000円、民生費におきましては、総合福祉センター整備工事請負費200万円、商工費におきましては、産業会館空調機更新工事請負費840万円であります。

次に、議案第48号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億8,505万9,000円とするものであります。

歳入といたしましては、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金105万9,000円を計上するものであります。

歳出といたしましては、国保事業費納付金等算定標準システム情報連携改修委託料105万9,000円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案4件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案4件は、継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 高 清

